

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2年 2月 3日 (月) 午後1時30分から2時22分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 (45名)

会 長 6番 小林 輝彦  
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
20番	松本 高秋	21番	山口 一光
22番	山口 義幸	23番	山本 義広
24番	和田 恵子		

最適化推進委員

1番	赤松 聡	2番	井上 和久
3番	小笠原 梅義	4番	木村 繁一
5番	清家 宏	6番	瀧水 朝男
7番	谷口 貴	8番	永井 一洋
9番	樋口 秀雄	10番	兵頭 高広
11番	兵頭 三千雄	12番	平山 源一郎
13番	廣見 正信	14番	藤井 万一郎
15番	細川 一男	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也	23番	吉見 一弥

4. 欠席委員 (2名)

農業委員 19番 藤岡 功  
最適化推進委員 16番 堀田 善春

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

11番 高田 博明 12番 武川 豊茂

- |       |  |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  |
| 報告第2号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について                           |
| 報告第3号 | 諸証明について  |
| 報告第4号 | 農地原形変更届出書について  |
| 報告第5号 | 農地法第5条許可（令和元年12月定例総会分）について<br>（令和元年12月14日～令和2年1月15日までの事務局処理事案） |
| 議案第1号 | 農地法第3条の規定による許可申請承認について   |
| 議案第2号 | 農地法第4条の規定による許可申請承認について   |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請承認について   |
| 議案第4号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について                |
| 議案第5号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について            |

#### 6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	次長兼管理係長	今西 愛典
農地係長	濱田 英樹	専門員	境本 博佳
主 査	中川 弘徳	臨 時	山本 真由実

#### 7. 産業経済部職員

農林課長	和田 恵朗
------	-------

#### 8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員23名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和2年2月総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

## 《 会 長 》

改めましてこんにちは。早いもので1月も過ぎ2月、節分でございます。明日は立春でございます。愛媛の気候の中で、椿さんは寒さを引っ張ってくるみたいです。これから数週間はどうも寒気が居座るみたいでありますので、体調不良に十分に注意をしていただきますようよろしくお願いいたしますと思います。

皆様もご存知のように、世界はコロナウイルス、新型肺炎の話題で持ちきりでございます。今の世の中、予防しかありません。聴く所によりますと幼い子供からお年寄りまで、うつるのは人類全てでございますし、動物から動物、人から人、もう全ての環境の中でうつっていくという事を頭の中に入れていただきまして、自分で予防していく、これが最大限の予防でありまして、良い手段じゃないかなと思います。これも終息をしていくというのですが、沖縄では夏にインフルエンザが流行するそうです。今からはウイルス等も変化していきますので、夏だろうが冬だろうが色々な形で人間に覆いかぶさってくるのではないかなと思いますので、都度々々こういう情報には迷わされる事もあると思いますけれども、十分注意していただきたいと思います。

今、国会では予算の審議がされております、農業関係もかなり予算は付けられるとは思いますが、県、市、それぞれ分配がされると思います。主だった市の事業に多くのものが費やされると思いますが、委員としまして農業者の意見を十分に拾い上げていただきまして色々な会議で提案していただけたらと思います。

また、日本農業新聞で明るい話題がありました。全国農業賞の今年度の団体の部で、松山沖の釣島の柑橘組合が表彰されておりました。少ない釣島の中で平均年齢が56歳で大変若いんです。それでもほとんど100%に近い程の後継者が居るそうです。これは歴代の支部長さんが夢にしていた状態だという事でございます。そういう状態でそういう努力が表彰されたという事で、現在の支部長さん、それから柑橘組合の皆さん。大変喜んで表彰の話を語られておりました。平均の〇〇〇〇〇〇だそうです。しっかりとした経営の中でしっかりと後継者が生活をしていける環境を、長い年月をかけてコツコツとやられてきた苦労は大変なものだったのではないかなと思いますけれども、それが実ってきますと推進力になりその地域が活性化する。誰が考えても分かると思いますが、それを継続していく力、継続は力なりと言いますが、それをやっていく環境、それを考える人達が地域を育てていきますので、これから皆さんも若い後継者だけでなく自分達もそういう意識の中で、地域を活性化していけたら良いと思いますので、よろしく申し上げます。

また昨今、飲酒運転で市の職員が逮捕されました。これから各組織の総会、地域の集まり事等続くとは思いますが、飲んだら乗らない。これが基本であります。もういい年になってこういう事を皆さんに言うというのは私自身あれなのですが、私も若い頃はしょっちゅう地域の集まりでは飲んで帰った記憶があります。もうそういう時代ではありませんので、そこら辺の事は肝に銘じて行動していただけたらと思いますのでよろしくお願いいたします。

本日も3条、4条、5条等、皆さんに審議していただく案件がございます。最後までよろしくお願いいたします。以上で挨拶に代えさせていただきます。

欠席報告をお願いします。

《今西次長》

藤岡農業委員、堀田推進委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に高田委員、武川委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは報告第1号から第5号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《今西次長》

(報告第1号から第5号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第5号までの報告がありました。  
何かご質問等ないでしょうか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

議案第1号、事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであります。番号86番は3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると、87番については法第3条2項のただし書きに該当するため、同項各号の要件は満たす必要はなく、周辺の農地に係る営農に支障は生じないと考えられます。現在の耕作者は水道管を埋設することに同意をしており、工事を完了し埋め戻し後は引き続き耕作を行なう事を確認しており地役権の設定について許可をすることに問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。  
よろしく申し上げます。

《瀧水委員》

86番の案件についてですが、持主が〇〇〇〇さん、農地が離れておりまして管理が難しいという事で、今回、近くの△△△△さんが譲受けて耕作するようになりました。問題ないと思います。

《竹葉委員》

87番についてご説明申し上げます。先程、事務局の方からありましたとおりでございます。地役権設定でございますので問題はないと思います。

周りに生ずる影響も農地に対する被害もないと思われまますので問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。87番の地役権の設定について、私は10年以上委員をやっておりますけれども、初めて地役権というのを見ました。これは水道管を埋めたりする場合は必ず農地法の許可が要するという解釈ですか。

《今西次長》

はい。必ず必要になります。水道管を埋めたり、配水管埋めたり、農地を掘り起こして地中に埋める場合は3条の地役権の許可が必要になります。

《井上委員》

通行権の場合はどうなりますか。

《今西次長》

通行の場合は、宅地の進入路等になりますと5条になります。

《井上委員》

ありがとうございます。

《 会 長 》

地役権はめったに聞かないのではないかなと思います。南予用水の関係者の方は、昔、こういう形でも何箇所かあったのではないかと記憶はしているのですが、それ以外に地役権が出てくるというのはめったに無いので、ご理解していただいたらと思います。

他にございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われまます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題とさせていただきます。

事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。よろしく申し上げます。

《木村委員》

11番についてご説明いたします。現在建っている家は、〇〇〇〇さんのお父さんが建築をしたそうです。今回、息子さん40半ばですが、息子さんと家を建て替えしようかという事になって調べていたら一部、畑になったままだったそうです。

先日30日に関係者と現地確認をいたしました。始末書も提出されているようで何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について許可相当と思われる農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり許可することと決定いたします。続きまして、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

《今西次長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《兵頭三千雄委員》

31番について説明いたします。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて駐車場及び資材置場にするという申請であります。この案件については1月30日に会長始め関係者で現地調査を行っております。この農地を転用する事によって周囲に被害はなく問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第4号議案書をもとに朗読、説明）

議案第4号の利用集積計画（案）の決定につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

只今、事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

《瀧水委員》

249番についてご説明します。〇〇〇〇さん、△△△△さん、利用権の関係は更新でございますので何らで問題ないと思います。

《平松委員》

250番について説明いたします。昨年まで利用権設定を受けていた方が体調を崩され、今年が出来ないという事で新しい方を探していたら、丁度、〇〇〇〇さんが耕作をするという事で話がまとまりました。何ら問題ありません。

《西田委員》

失礼します。251番、252番について説明いたします。

251番、〇〇〇〇さんは高齢で耕作面積を縮小するため、近くで耕作されていた△△△△さんに作ってもらう事になりました。

252番、□□□□さんは、◇◇◇◇さんとの更新であります何ら問題ありません。

《高木委員》

失礼します。253番、254番について説明いたします。受人の〇〇〇〇さんと△△△△さん、□□□□さん。両方とも更新であります。問題ないと思います。

《平松委員》

失礼します。255番、256番についてご説明いたします。

255番は〇〇〇〇さんと△△△△さんとの更新でございます。何ら問題ありません。

256番は労力不足という事で□□□□さんが耕作できないという事で誰か耕作する人を探していた所、丁度、隣接地にもなる◇◇◇◇さんが耕作をするという事で話がまとまりました。〇〇〇〇さんは真面目に農業をやっておられる方で何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

失礼します。257番から259番について説明いたします。

257番から258番は更新であります。設定を受ける〇〇〇〇さん、△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおられる方でございます。今までどおり耕作をするという事で何ら問題ありません。

259番の利用権設定する〇〇〇〇さんは耕作者を探していた所、△△△△さんが耕作するという事で話がまとまりました。□□□□さんは農業に熱心に取り組んでおられるので何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼いたします。260番から265番までの説明をいたします。

260番、〇〇〇〇さんは△△△△さんとの更新で問題ないと思います。

261番、農事組合法人□□□□さん、◇◇◇◇さんとの更新で問題ないと思います。

262番、263番の〇〇〇〇さんは高齢ではございますが真面目に農業に取り組んでおられます。何ら問題ありません。

264番、265番の△△△△さんも農業に取り組んでおられ、真面目な方なので問題ないと思います。

《安岡委員》

266番から271番について説明します。

266番の〇〇〇〇さんは地域のリーダーで指導されておられます、これは△△△△さんとの更新でありますので何ら問題ないと思います。

267番から271番まで□□□□さんが耕作の更新という事です。地域のリーダー的な方で何ら問題ありません。

《福岡委員》

272番についてご説明をいたします。〇〇〇〇さんが作る訳ですが、△△△△さんとの更新という事で、何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

失礼します。273番について説明いたします。〇〇〇〇さんは74歳ですが元気でミカンを作っております。更新ですので何ら問題ないと思います。

《河野委員》

失礼いたします。274番、275番までの説明をいたします。

274番、〇〇〇〇さん、△△△△さんは近い親戚でございます。息子さんが両者とも居られます。そういった事で□□□□さんは体を崩されておりましたして耕作ができないという事で、今回、◇◇◇◇さんに耕作を依頼しております。何ら問題ないと思います。

275番につきまして〇〇〇〇さんが綺麗に耕作をされております。△△△△さんとの更新でございますので何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

276番から278番についてご説明します。

276番の〇〇〇〇さんは前の水害で被害を受けた砂防ダムの関係で土地を探しておりました、△△△△さんがなるい所を作るかなという事で引き継ぐようになっております。熱心にやっておられますので問題ないと思います。

277番、278番は□□□□さんの更新でありますので何ら問題ないものと思います。

《玉木委員》

失礼します。279番について説明をいたします。〇〇〇〇さんの土地と△△△△さんの土地は隣接しております。□□□□君は津島でも唯一の後継者であります。一生懸命やっておりますので問題ないと思います。

《廣見委員》

280番について説明をいたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは賃貸借権の更新であります。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられ、何ら問題ないと思います。

《谷口委員》

281番、282番について説明します。〇〇〇〇さんは熱心に農業に取り組んでおり更新ですので問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

283番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは体を悪くされ耕作ができなくなり、近くで耕作をしている△△△△さんが耕作をするという事で話がまとまりました。□□□□さんは熱心に農業に取り組んでおられますので問題ありません。

《竹葉委員》

284番から286番について説明をいたします。

〇〇〇〇さんは若い後継者であります。地域にとっても有望な担い手であります。今回新規であります。真面目に農業に取り組んでおられる方でございますので何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

所有権移転でございますが、25番についてご説明をいたします。

〇〇〇〇さん、△△△△さん。これは新たに出てきたようになっておりますが、前方から話しは出ていたのですが、その時に不都合な点がありましてできなかったのですが、話しがつかまして所有権移転の運びとなりました。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。

どなたかご意見等ございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、清家多美雄委員、松本委員、竹葉委員の退席を求めます。

・・・・・・・・清家多美雄委員・松本委員・竹葉委員退席・・・・・・・・

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

清家多美雄委員、松本委員、竹葉委員の入室を求めます。

・・・・・・・・清家多美雄委員・松本委員・竹葉委員着席・・・・・・・・

続きまして議案第5号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《今西次長》

（議案第5号議案書をもとに朗読、説明）

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）につきましては、配分計画を作成する事に問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。  
よろしくをお願いします。

《井上委員》

失礼いたします。5番についてご説明いたします。中間管理機構の方で〇〇〇〇さんとなっておりまして、△△△△さんは柚子を作られておりまして、私と樹園地が近いので見ておりますが、ちゃんと柚子を植えられて栽培をされており問題ないと思います。

《河野委員》

失礼いたします。6番から14番についてご説明いたします。1月総会時に中間管理機構で〇〇〇〇地区の農振農用地を貸借いたしました。その内、△△△△地区の借受希望者のマッチングを行い貸借する事が決定しました。

本議案の農地は平成30年7月の豪雨により被災した農地です。農業者から再編復旧の要望があった箇所の内、地元の合意形成が整った農地を愛媛農林漁業振興機構より配分し、農地中間管理機構関連農地整備事業として整備するものです。

《赤松聡委員》

失礼します。15番から29番について今、河野委員が説明された同じ事業でございます。何ら問題ありません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

（ 質 問 、 意 見 な し ）

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして、赤松聡委員の退席を求めます。

・・・・・・・・ 赤松聡委員退席 ・・・・・・・・

議案第5号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

赤松聡委員の入室を求めます。

・・・・・・・・ 赤松聡委員着席 ・・・・・・・・

以上で令和2年2月定例総会の議案を終了いたします。